

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		医療法人の設立の認可
根拠条例・規則等名		医療法、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
条 項		第44条第1項、別表第13項四の第3号
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 地域医療課（電話：048-829-1292）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	協議期間 5日（埼玉県医療審議会に諮問） 審査期間 35日
	設定等年月日	平成19年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		埼玉県医療審議会の日程に合わせ、申請受付期間を設ける

(別紙)

- 1 必要な事項が正確に記入され、適正に押印され、必要な書類が添付されていること。
- 2 設立される法人は、財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること。
- 3 社員（社団たる医療法人）
  - (1) 法人としての形態を整えると共に、社員総会を開催する必要があることから、社員は3人以上とすること。
  - (2) 社員は、社員総会において、法人運営の重要事項についての議決権及び選挙権を行使するため、実際に法人の意思決定に参画できない者を名目的に選任しないこと。
- 4 理事
  - (1) 理事は理事会において、法人の意思決定に基づく事実上の職務執行の権限を持つことになるため、実際に法人運営に参画できない者を名目的に選任しないこと。
  - (2) 理事は、3人以上を置かなければならない。ただし、市長の認可を受けた場合は、1人又は2人の理事を置くをもって足りる。〔医療法第46条の5第1項〕
  - (3) 次の欠格事由のいずれにも該当しないこと。〔医療法第46条の5第5項〕
    - ア 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの。
    - イ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。
    - ウ イに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
  - (4) 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない。

ただし、医療法人が病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2か所以上開設する場合において、市長の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。〔医療法第46条の5第6項〕

## 5 理事長

医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること。

ただし、市長の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。〔医療法第46条の6第1項〕

## 6 監事

(1) 1人以上置くこと。〔医療法第46条の5第1項〕

(2) 次の欠格事由のいずれにも該当しないこと。〔医療法第46条の5第5項〕

ア 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの。

イ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。

ウ イに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(3) 理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。〔医療法第46条の5第8項〕

(4) 監事は、原則として、理事と親族関係又は業務に関し特別な取引関係にないこと。

(5) 実際に法人監査業務を実施できない者を名目的に選任することなく、財務諸表等を監査しうる者が選任されていること。

## 7 評議員（財団たる医療法人）

(1) 理事の定数を超える数の評議員を選任すること。

(2) 次に掲げる者から選任されていること。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

イ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関し識見を有する者

ウ 医療を受ける者

エ アからウに掲げる者のほか、寄附行為に定めるところにより選任された者

(3) 当該医療法人の役員又は職員を兼任していないこと。

(4) 評議員としての職務を行使できない者を名目的に選任しないこと。

## 8 運転資金

新たに医療施設を開設するために医療法人を設立する場合には、2か月分以上の運転資金を有していること。(昭和 61.6.26 健政発第410号健康政策局長通知)

既存の医療施設を経営するために医療法人を設立する場合にあっても、原則としてこれに準じる。

## 9 資産

医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有すること。(医療法施行規則第30条の34)

医療法人の土地、建物等は、法人が所有するものであることが望ましいが、賃貸借契約による場合でも当該契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差支えないこと。

ただし、土地、建物を医療法人の理事長又はその親族以外の第三者から賃借する場合には当該土地、建物について賃貸借登記をすることが望ましい。

なお、賃貸料については、他と比較して著しく高額でないこと。

(昭和 61.6.26 健政発第410号健康政策局長通知)

## 10 基金の拠出(社団たる医療法人)

拠出される土地、建物等に設定されている担保権は、拠出物件の購入等にかかる借入金を担保するものを除いて、原則として抹消すること。

## 11 既存の医療施設

医療法、その他の医事法令に違反していないこと。

以上